

議案第 12 号

伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年条例  
第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年10月24日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

職員が行った違反行為等についてその内容等に応じ厳正に対処するため、懲戒  
の効果としての減給及び停職の期間並びに減給に係る減ずる割合の改正を行おう  
とする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月」を「1年」に、「10分の1」を「5分の1以下」に改める。

第4条第1項中「6月」を「1年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に係る減給及び停職の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前の行為及び同日以後の行為に係る一の減給又は停職の処分については、前項の規定にかかわらず、改正後の第3条又は第4条第1項の規定を適用する。